

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（北区決定）

都市計画赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.5ha			
公共施設 の配置及 び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		区画街路	補助線街路第 89 号線	別に都市計画に定めるとおり	既設
			北区画街路第 6 号線		既設
			区画街路 1 号線	幅員 3.0〔6.0m〕、延長約 38m	既設
区画街路 2 号線	幅員 3.0〔6.0m〕、延長約 46m		既設		
建築物の 整 備	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	約 1,700 m <sup>2</sup>	約 32,000 m <sup>2</sup> (約 23,100 m <sup>2</sup> )	住宅、商業、駐車場	GL+115m	
建築敷地の 整 備	建築敷地面積	整 備 計 画			
	約 2,900 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に広場状空地を整備し、地域コミュニティや交流・賑わいのある空間の創出に寄与する。</li> <li>道路に沿った壁面後退部分に歩道状空地を整備し、歩行者の利便性・安全性の向上を図る。</li> </ul>			
参 考		地区計画区域内にあり。高度利用地区（赤羽一丁目第一地区）区域内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、地域のまちづくりを推進するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

# 東京都市計画第一種市街地再開発事業

## 赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業 計画図 1 施行区域図 [北区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 30都市基交著第214号、平成31年1月7日、(承認番号) 30都市基街都第242号、平成31年1月10日、(承認番号) MMT利許第27020号、平成27年5月18日

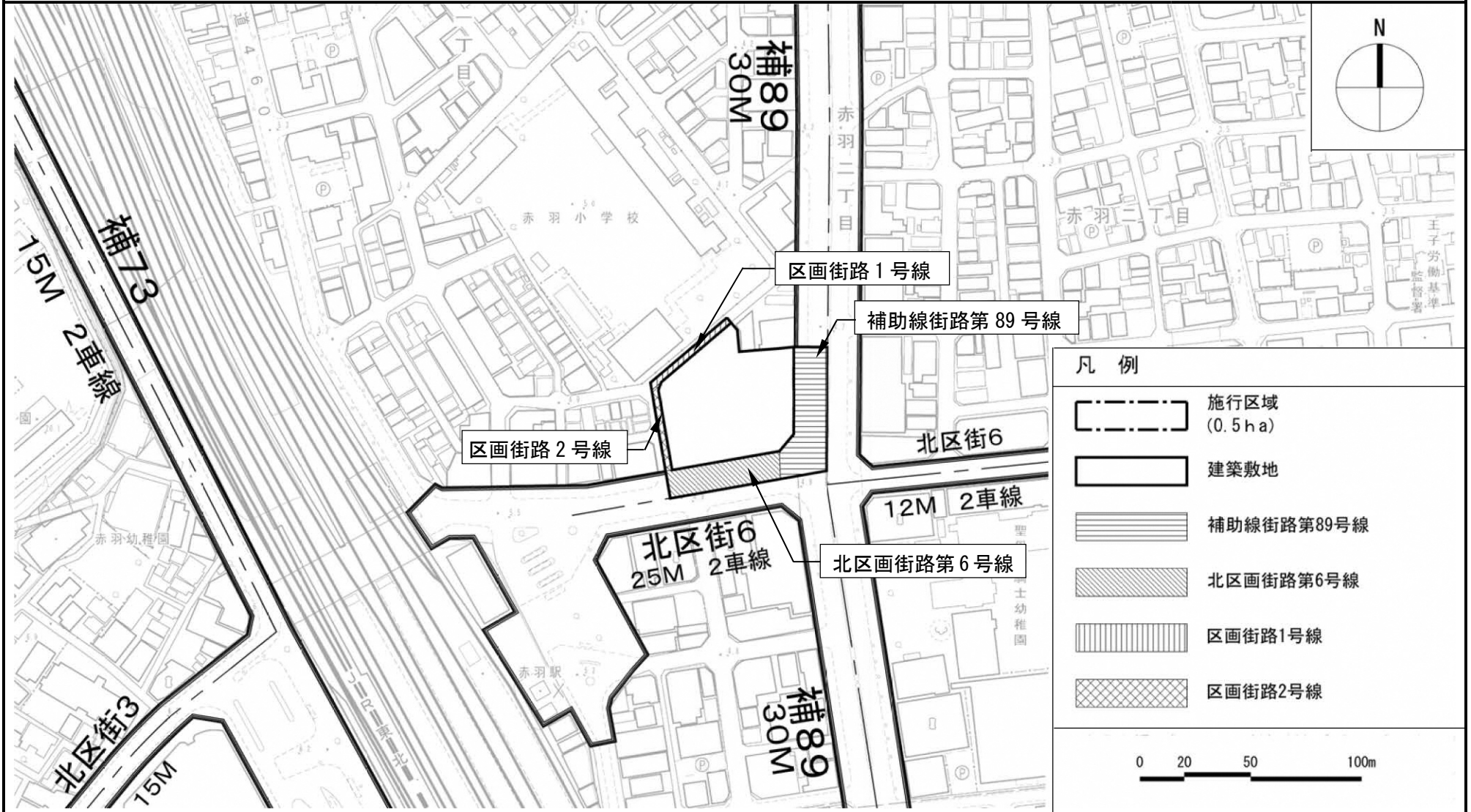
東京都市計画第一種市街地再開発事業

赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業

計画図 2

公共施設の配置及び

街区の配置図 [北区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 30 都市基交著第 214 号、平成 31 年 1 月 7 日、(承認番号) 30 都市基街都第 242 号、平成 31 年 1 月 10 日、(承認番号) MMT 利許第 27020 号、平成 27 年 5 月 18 日

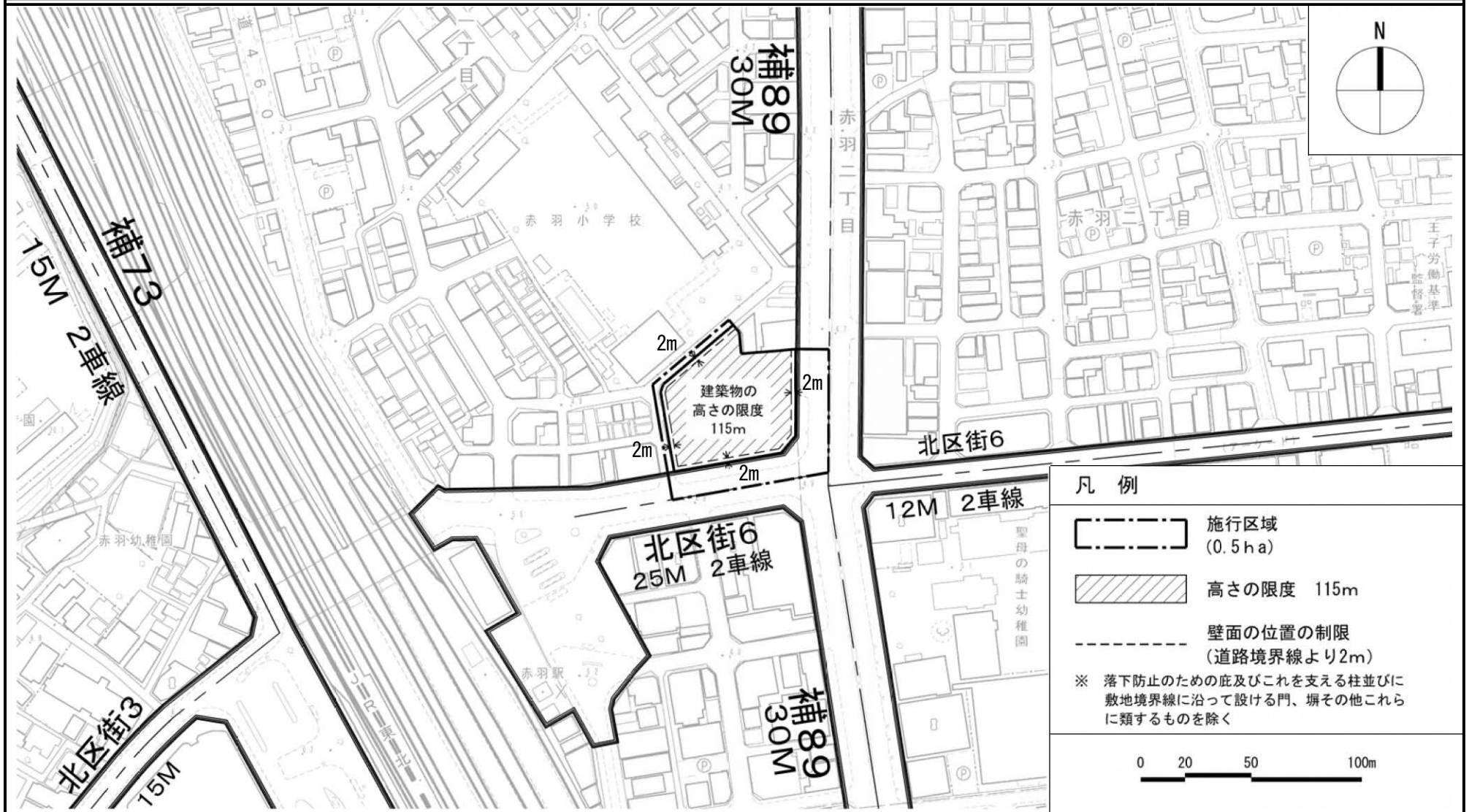
東京都市計画第一種市街地再開発事業

建築物の高さの限度及び

赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業

計画図 3

壁面の位置の制限〔北区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 30 都市基交著第 214 号、平成 31 年 1 月 7 日、(承認番号) 30 都市基街都第 242 号、平成 31 年 1 月 10 日、(承認番号) MMT 利許第 27020 号、平成 27 年 5 月 18 日